

## 成果報告書

「排他的経済水域における航行等の活動に関する研究」

2014年3月31日

海洋政策研究財団

本書は、海洋政策研究財団が2013年度に実施した研究事業「排他的経済水域における航行等の活動に関する研究」の概要と成果を報告するものである。

## 目 次

- 1 研究事業の趣旨等
  - (1) 研究事業の目的
  - (2) 研究事業の背景
  - (3) 研究の実施計画
  
- 2 2013年度研究事業の実施概要
  - (1) 第2回国際会議
  - (2) 海外の関連機関等への紹介
  
- 3 成 果

別紙1：「排他的経済水域における航行等の活動に関する研究」

第2回国際会議プログラム

別紙2：「排他的経済水域における航行等の活動に関する研究」第2回国際会議参加者

添付1：*PRINCIPLES FOR BUILDING CONFIDENCE AND SECURITY IN THE  
EXCLUSIVE ECONOMIC ZONES OF THE ASIA-PACIFIC*

(「アジア・太平洋の排他的経済水域における信頼醸成と安全保障のための行動理念」)

添付2：同上仮和訳

添付3：第2回国際会議参加者作成資料綴り

## 1 研究事業の趣旨等

### (1) 研究事業の目的

海洋政策研究財団が2003年度から2005年度に掛けて実施した一連の国際会議の成果として作成した「排他的経済水域における航行および上空飛行に係る指針」を状況の変化に鑑みて改定する。

### (2) 研究事業の背景

国連海洋法条約に規定される排他的経済水域（以降、EEZと表記）における他国の艦船・航空機等による資源調査、水路測量、軍事演習、情報収集等のための行動については、国ごとに国連海洋法条約に規定される関連条項の解釈に相違があり、沿岸国と海洋利用国との間で対立が生じ、それが、時として航行の自由を阻害するばかりでなく、海洋の安全保障環境を不安定化させる要因となっている。

2001年に海南島沖の中国のEEZ内で生じたアメリカの電子偵察機EP-3と中国軍の戦闘機との衝突事件は、この問題を国際社会に強く印象付けるものとなった。日本のEEZ内においても、中国の海洋監視船が協定に定められた事前通報なしに調査活動を繰り返す事案が生じていた。

海洋政策研究財団は、EEZ内での他国の海軍艦艇を含む船舶の行動についての法的解釈に一定の国際合意が必要と判断し、2003年度から2005年度まで、研究事業「排他的経済水域の法的地位－課題と対応－」を主催し、4回に亘る国際会議の成果として、「排他的経済水域における航行および上空飛行に係る指針」（以降、「指針」と表記）を作成して国内および海外の関係機関等に紹介した。「指針」は、海外の専門誌に紹介され、あるいはアメリカ海軍大学の国際法の講義における参考文献として活用されるなど、一定の評価を得た。

「指針」はその作成から2012年度で7年を経過し、その間にも、2009年に海南島沖の中国のEEZ内でアメリカ海軍所属の海洋調査船「インペッカブル」が中国に妨害を受ける事件が発生するなど、事態はむしろ深刻化する傾向をみせていた。

事態を深刻化させている要因として、以下の3つを挙げることができる。その1つは、東アジアの海域における海洋資源の開発権を巡る紛争の顕在化であり、2つ目は、他国のEEZ内における中国の海軍艦艇や海洋監視船等の法執行機関の船舶の行動の活発化、そして3つ目は、そのような状況に直面してのEEZにおける海軍艦艇等の行動に関する沿岸国の見解の変化である。

海洋政策研究財団では、安全保障環境の変化や国家間の信頼醸成の重要性に意を払って「指針」をより受け入れ可能なものに改定し、あらためて国際社会に紹介して海洋の適切な管理と安全保障環境の安定化のためのレジーム構築に資することを要請することとした。

### (3) 研究の実施計画

2012年度から2013年度までの2ヵ年計画の研究事業とし、内外の専門家を招聘しての国際会議や海外の関係機関等での意見交換・資料収集を通じ「指針」を改定することとした。研究初年度となる2012年度においては、少数のコアメンバーをドラフティング・コミッティーとする第1回国際会議を開催して「指針」を再検討し、改定すべき箇所等を洗い出して改定概案を作成すると共に、それを海外の関係機関等を訪問して紹介し、関連する国際的取極め等の機会での活用を要請した。

2013年度には、第2回国際会議を開催し、2012年度の第1回国際会議で作成した改定概案を審議し成案を得、国際海事機関に紹介する等を実施することとした。

## 2 2013 年度研究事業の実施概要

2012 年度の第 1 回国際会議で作成した「指針」改定概案を審議するための専門家による第 2 回国際会議を開催して改定版を策定し、国際海事機関等に紹介した。

### (1) 第 2 回国際会議

第 2 回国際会議を以下の通り実施した。

#### ア 国際会議のタイトル

「排他的経済水域における航行等の活動に関する研究」第 2 回国際会議

#### イ 日時・場所

2013 年 10 月 29 日（火）・30 日（水）

KKR ホテル東京（会場：11 階「鳳凰」の間）

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-4-1

#### ウ プログラム

別紙 1（和文）（英文）に示す通り。

#### オ 参加者

別紙 2 に示す通り。



国際会議での討議



国際会議参加者

## カ 第2回国際会議の成果

第2回国際会議のプログラムに沿って審議し、審議員総員の合意により「指針」の改定版として「アジア・太平洋の排他的経済水域における信頼醸成と安全保障のための行動理念」(英文タイトル *PRINCIPLES FOR BUILDING CONFIDENCE AND SECURITY IN THE EXCLUSIVE ECONOMIC ZONES OF THE ASIA-PACIFIC*、以降、「行動理念」と表記)を策定した。

「行動理念」は添付1に示す通りである(和文仮訳は添付2)。なお、国際会議に先立ち、招へいた審議員が提出した「指針」改定に当たっての留意事項を添付3に綴る。

### (2) 海外の関連機関等への紹介

2014年2月4日(火)から2月8日(土)の間、海洋政策研究財団企画の「海洋安全保障交流の支援・促進」事業と兼ねて、以下の通り、イギリス・ロンドンに出張し、国際海事機関他を訪問して、関連する国際的な取極め等の機会における「行動理念」の参考資料としての活用を依頼した。

## ア 出張者

寺島紘士 海洋政策研究財団常務理事  
秋元一峰 海洋グループ主任研究員  
高田祐子 海技グループ海事チーム員

## イ 日 程

| 月 日<br>(曜)  | 寺島常務理事  | 秋元主任研究員   | 高田海事チーム員 |
|-------------|---|---|----------|
| 2月4日<br>(火) | 移動 (JL401 成田発 11:45→ヒースロー着 15:25)<br>18:30 : 意見交換夕食会  |   |          |
| 2月5日<br>(水) | 11:30 : 国際海事局局長への研究事業成果紹介および海上安全に関する意見交換<br>15:15 : 国際海事機関海事安全部長への研究事業成果紹介<br>16:00 : 国際海事機関事務局長への研究事業成果説明<br>19:00 : 意見交換夕食会 |   |          |
| 2月6日<br>(木) | 移動 (JL402 ヒースロー発 19:00→)  | 13:00 : イギリス海軍との海洋安全保障に関する意見交換および研究事業成果紹介                       |          |
| 2月7日<br>(金) | (→成田空港着 16:00)  | 10:00 : 王立安全保障研究所における海洋安全保障に関する意見交換<br>移動 (JL402 ヒースロー発 19:00→) |          |
| 2月8日<br>(土) |   | (→成田空港着 16:00)  |          |

### \*行動区分

- 「排他的経済水域における航行等の活動に関する研究」 事業 :
- 「海洋安全保障交流の支援・促進事業」 事業 :

## ウ 成 果

国際海事機関・関水事務局長、同・ウインボウ海事安全部長、国際海事機関・ムクンダン局長、日本大使館・山上公使、同・大西1等書記官、同・北川防衛駐在官、英海軍士官等に、「行動理念」作成の背景、目的、内容、重要性と活用の意義、海洋政策研究財団としての今後の取組み等を説明した。

東アジア海域・西太平洋では、他国のEEZにおける軍事演習や情報収集活動を巡る意見の対立によって安全保障環境が不安定化している現状に鑑み、各訪問先でも、関連する国際法の解釈の共通化を図るための指針が必要であるとの認識は強く、「行動理念」の意義と活用の重要性について理解を得た。また、海洋政策研究財団として、今後、「行動理念」作成に携わった研究メンバーとも連携して、ASEAN地域フォーラム等の国際的な会議や海洋安全保障に関わる国家機関や有識者の間で議論されていくように働き掛けていく方針であることを説明し、必要に応じての活用を依頼した。これに対し、国際海洋法裁判所の判事等への説明など、「行動理念」の浸透、理解拡大を図っていく上における助言を得た。

### 3 「アジア・太平洋の排他的経済水域における信頼醸成と安全保障のための行動理念」の概要

#### (1) 全 般

「指針」を検討し作成した2003年から2005年に掛けての時期は、海上テロや海賊等が主たる脅威として念頭に置かれており、現在の安全保障環境を不安定化させている最大の要因である、南シナ海問題や尖閣諸島周辺での対立、中国の急激な海洋進出は顕在化していなかった。また、当時はEEZの法的地位の明確化が求められており、ともすれば曖昧な表現がある国連海洋法条約の規定において、沿岸国と利用国の権利と義務をどのように解釈するか議論が活発であった。加えて、EEZにおけるガイドラインを示すための試み

は、海洋政策研究財団による取組みが世界でも初めてのものであったことから、否応なく議論を活発化させ、討議対象が広範多岐に亘り且つ細部にまで入り過ぎ、その結果として、必要以上に EEZ における行動に縛りを掛けるものとなった面があり、「指針」は航行の自由を必要以上に制限している、との意見もみられた。

8 年以上が経過した現在、国連海洋法条約の曖昧性はそのままとして、資源・環境保護のための EEZ のレジームの確立を目指しての国際協調や、安全保障環境の安定化のための信頼醸成さらには軍事に関する透明性の確保を念頭に置いた議論が主流となっており、それが現実的なアプローチであるとの国際認識がある。「行動理念」は、そのような時代背景の相違を勘案して策定されている。改定版を、“指針”という用語ではなく、“行動理念”と称したのは、そのためである。

## (2) 取り上げた内容

「指針」と「行動理念」の目次体系を比較すると以下の通りである。

| 「指針」             | 「行動理念」                 |
|------------------|------------------------|
| I 「定義」           | I 「序言」                 |
| II 「沿岸国の権利と義務」   | II 「定義」                |
| III 「他国の権利と義務」   | III 「排他的経済水域における妥当な配慮」 |
| IV 「海洋監視」        | IV 「海洋監視」              |
| V 「軍事活動」         | V 「軍事活動」               |
| VI 「電子システムへの不干渉」 | VI 「電子システムへの不干渉」       |
| VII 「海賊・不法行為の抑止」 | VII 「海洋の科学的調査」         |
| VIII 「海洋の科学調査」   | VIII 「暫定的な取極め」         |
| IX 「測量調査」        | IX 「法令の透明性」            |
| X 「法令の透明性」       |                        |

「行動理念」の目次体系は、「指針」が広範多岐で且つ細部に述べ過ぎた面を是正したことから、項目が少なくなっている。「指針」で取り上げた「沿岸国の義務」「利用国の義務」は、「海洋監視」「軍事活動」等の各項目の中でそれぞれ述べており、「海賊・不法行為の抑止」は、海賊への国際的取組みが既に慣例化している現状に鑑みて「行動原理」では削除した。代わりに、現在の国際安全保障環境においては、法的解釈の統一には信頼醸成が極めて重要であると考察し、そのため「排他的経済水域における妥当な配慮」を新たに、また、今後、EEZ に関わる地域的あるいは二国間の取極が進むことを予期して、「暫定的取極」を項立てした。

## (3) 軍事的な活動等に関する理念

他国の EEZ における軍事的な情報収集や演習は国家間の最大の対立要因である。急激に海洋進出を進め、海軍活動を広域化・活発化させている中国は、その主張にダブルスタンダードを生じさせている面がある。中国は、海南島沖の自国の EEZ 内におけるアメリカによる情報収集活動に対しては、「海洋の平和的利用」の原則に反するとして抗議行動を取るが、一方で、日本の EEZ やグアム島のアメリカ軍基地の近傍海域で情報収集や演習を繰り返している。アメリカも中国も、自国の防衛と安全保障のために他国の情報を収集する必要がある。他国の軍事に関する意図と能力は、それが不明である場合、憶測や誤解を生みそれが紛争を武力紛争にエスカレートさせる危険性がある。そこにおいて、透明性が重要となり、透明性は信頼関係を増進させるための基礎となる。しかし反面、自国近海における他国の軍事的活動は安全保障上の不安要因となることも確かである。また、EEZ

における演習等は、時として沿岸国の資源・環境保護のための主権的権利・管轄権を脅かす危険性がある。

以上を勘案し、「行動理念」では、他国の EEZ における情報収集（海洋監視と表記）や軍事演習の実施について以下を推奨している。

- ① いかなる国も、他国の EEZ において海洋監視（情報収集）を実施する権利を有する。
- ② 軍艦及び軍用航空機並びにその他の政府船舶及び政府航空機は、他国の EEZ の通航及び上空飛行、その他国際的に合法的な海洋の利用を行う権利を享有する。
- ③ 他国の EEZ において監視活動を含む軍事活動を実施する国は、沿岸国の主権的権利および管轄権を尊重する。
- ④ 他国の EEZ において軍事活動を行う船舶及び航空機は、沿岸国又はいかなる国の領土保全又は政治的独立に対する武力による威嚇又は武力の行使を慎む義務を負う。
- ⑤ 他国の EEZ において軍事演習を実施する予定の国は、適時、演習の日時及び海域を通報する。
- ⑥ 他国の EEZ における軍事活動は、以下の海域を避けることが奨励される。
  - ・ 生物資源又は非生物資源の豊富な海域
  - ・ 資源の探査及び開発が進行中の海域
  - ・ 国際的に受け入れられている基準に従って沿岸国によって宣言される海中公園又は海洋保護区
  - ・ 国際的に受け入れられている基準に従って設定される航路帯及び分離通航帯
- ⑦ EEZ に隣接する公海が存在する場合、軍事演習は合理的かつ実行可能である限り、公海部分で実施する。

「排他的経済水域における航行等の活動に関する研究」  
第2回国際会議プログラム

10月29日(火)(会場:11階「鳳凰」の間)

- 09:30-09:35 開会挨拶  
寺島紘士(海洋政策研究財団常務理事)
- 09:35-09:50 経緯説明・参加者紹介  
秋元一峰(海洋政策研究財団主任研究員)
- 10:00-10:15 委員会実施要領説明  
サム・ベイトマン(ウールンゲン大学研究員)

以降、参加者総員で審議

- 10:15-11:15 セッション1「用語の定義」
- 11:15-11:30 休憩
- 11:30-12:30 セッション2「妥当な考慮」
- 12:30-14:00 昼食(11階「桜」の間)
- 14:00-15:30 セッション3「海洋監視」
- 15:30-15:45 休憩
- 15:45-17:30 セッション4「軍事活動」
- 18:00- 夕食(10階「平安」の間)

10月30日(水)(会場:11階「鳳凰」の間)

- 08:00-09:15 セッション5「電子システムへの不干渉」
- 09:15-10:45 セッション6「海洋の科学的調査」
- 10:45-11:00 休憩
- 11:00-11:45 セッション7「序論」
- 11:45-12:30 クロージングセッション
- 12:45-13:15 昼食(11階「朱鷺」の間)

「排他的経済水域における航行等の活動に関する研究」  
第2回国際会議参加者

1 「指針」改定審議員

オーストラリア

サム・ベイトマン

ウーロンゴン大学豪州国立海洋資源安全保障センター 専門研究員

中国

ホーン・ノン (洪 農)

中国南海研究院海洋法政策研究所 副所長

日本

寺島 紘士

海洋政策研究財団常務理事

秋元 一峰

海洋政策研究財団 主任研究員

坂元 茂樹

同志社大学法学部 教授

林 司宣

海洋政策研究財団 特別研究員

フィリピン

ロンメル・バンラオイ

フィリピン平和・暴力・テロリズム研究所 会長兼執行理事

韓国

パク・ヨンジュン (朴 榮濬)

国防大学校安全保障大学 教授

アメリカ

ジェームズ・クラスカ

デューク大学海洋研究所 メアリー・デリクソン・マカーディー客員研究教授

ベトナム

トラン・チュン・トゥイ

外務省ベトナム外交学院南シナ海研究所 所長

2 会議補佐・事務局員

犬塚 勤

海洋政策研究財団海洋グループ長

高田 祐子

海洋政策研究財団海技グループ海事チーム員

長岡 さくら

海洋政策研究財団海洋グループ研究員

黄 洗姫

海洋政策研究財団海洋グループ研究員

丸田 郁美

英文速記者